

特例販売業業務管理者変更による事前受講願

事 項	特例販売業者が、業務管理者を変更しようとするとき
根拠法令	法 律 第 35 条 (旧法) 施 行 令 第 57 条 (旧法) 施行規則 第 159 条 (旧法) 通 知 「特例販売業の講習等の実施について」(昭和 55 年 4 月 22 日付け 55 薬第 65 号)
提出部数	1 部 (松本市保健所)
そ の 他	1. 講習及び効果判定等の結果、業務管理者と認められた後、業務管理者を変更したときは、変更届書を提出させること。

特例販売業業務管理者変更による事前受講願

許可番号及び年月日		
店舗の名称		
店舗の所在地		
変更前の業務管理者	住所	
	氏名	
業務管理予定者	住所	
	氏名	
変更しようとする年月日		
備考		

上記により、特例販売業の業務管理者を変更したいので事前に講習等を受けたく申請します。

年 月 日

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

松本市長 殿